

船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市民活動団体、町会・自治会、学校、事業者、公民館等（以下「団体等」という。）が主催する地球温暖化対策に関する学習会、研修会等（以下「学習会等」という。）に船橋市地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を派遣することにより、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策活動の推進に資することを目的とする。

(推進員の任務)

第2条 推進員は、第8条の規定により派遣が決定した学習会等において、地球温暖化対策に関する講義、講演、指導、助言（以下「講義等」という。）を行う。

2 前項に規定する講義等に要する時間は、原則として1時間以上2時間以内とする。

(推進員の登録)

第3条 市長は、船橋市地球温暖化防止活動推進員登録申請書（第1号様式）により申請があった次の各号のいずれかに該当する者で、船橋市地球温暖化対策地域協議会長の推薦を受けた者を推進員として登録することができる。

- (1) 本市に在住、在勤又は在学し、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定により千葉県知事が委嘱した千葉県地球温暖化防止活動推進員である者
- (2) 本事業の趣旨を理解し、かつ、前項に登録している者と同等の能力を有すると認められる者

2 前項の規定により登録された推進員に対して、市長は、船橋市地球温暖化防止活動推進員登録書（第2号様式）を交付するものとする。

(任期等)

第4条 推進員の任期は、登録の日から次年度の末日までとし、再任を妨げない。

(名簿)

第5条 市長は、次の各号に掲げる事項を記載した推進員に関する名簿を作成し、学習会等を開催しようとする団体等への推進員の選定の参考に資するための必要な情報を、公表するものとする。

- (1) 氏名、主な経歴及び現在の職業
- (2) 専門分野、活動しているテーマ及び主な講演内容

(派遣の要件等)

第6条 推進員を派遣できる学習会等は、団体等が主催する地球温暖化の防止に関する学習

会等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 船橋市内またはオンライン上で開催されるもの
 - (2) 主に市内に在住、在勤または在学する者を対象として開催されるもの
 - (3) 参加者が10名以上見込まれるもの。ただし、公民館事業においては20名以上の参加者が見込まれるもの。
 - (4) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないもの
 - (5) その他本事業の目的に反しないもの
- 2 派遣回数については、1つの団体等について原則として単年度を基準とし1回とする。ただし、複数回数の講義等を開催することで一つの学習会等とする場合又は学校等において複数学級に対して同一内容の学習会等を開催する場合は、3回を限度として講師を派遣することができるものとする。

(派遣の申請)

- 第7条 推進員の派遣を希望する学習会等を開催しようとする団体等は、派遣希望日の30日前までに、船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。
- 2 船橋市まちづくり出前講座実施要綱第6条の規定により、まちづくり出前講座申請書を生涯学習推進本部長に提出した場合は、その申請書をもって当該派遣事業への申請に代えることができる。

(派遣の決定等)

- 第8条 市長は、前条の規定により派遣の申請があった場合において、第6条に規定する派遣の要件等を審査し、当該申請者に対して、派遣の可否及び派遣する推進員の氏名（派遣しない場合はその理由）を船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣等通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- 2 市長は、派遣する推進員を選任するに当たっては、推進員の中から当該学習会等に適当と思われる推進員と協議し、派遣の了承を得るものとする。
- 3 市長は、前項の規定により派遣する推進員を選任したときは、当該推進員に対して、船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣決定書（第5号様式）により派遣の決定を行うものとする。

(事前打合せ)

- 第9条 派遣の決定を受けた推進員と当該学習会等を主催する団体等は、必要に応じて学習会等の内容等について事前に打ち合わせを行うことができる。

(実施報告)

- 第10条 推進員の派遣を受けた団体等は、当該学習会等における講義等の実施後、7日以内に船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣実施結果報告書（第6号様式）を市長に提出す

るものとする。

(推進員からの報告)

第11条 派遣の決定を受けた推進員は、学習会等の実施後、7日以内に船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業完了報告書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

(報酬の支払)

第12条 市長は、第11条の規定に基づき実施報告を受けたときは、速やかに、当該推進員に対し報酬を支給するものとする。

2 講師への報酬は、1回の派遣につき5,000円とする。

3 本事業は予算の範囲内で実施する。

附 則

この要綱は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

第1号様式

船橋市地球温暖化防止活動推進員登録申請書

申請日（和暦） 年 月 日

船橋市長 あて

船橋市地球温暖化防止活動推進員として登録するにあたり、以下のとおり申請します。また、別紙の船橋市地球温暖化防止活動推進員登録個票に記載された事項について、学習会等を開催しようとする団体等が講師の選定を行う際の参考に資するため、名簿に掲載、公表されることを承諾します。

住所 〒

氏名

電話番号

メールアドレス

生年月日（和暦）

年 月 日

（所属団体・勤務先）

名称

役職名

住所 〒

電話番号

（平日に連絡のつきやすい連絡先） 連絡先を○で囲み、上記に無い場合、記入してください。

電話 勤務先 ・ 自宅 ・ 携帯 ⇒

メールアドレス 勤務先 ・ 自宅 ・ 携帯 ⇒

※別紙の「船橋市地球温暖化防止活動推進員登録個票」も記載の上、ご提出をお願いします。

(第1号様式別紙)

船橋市地球温暖化防止活動推進員登録個票

(和暦) 年 月 日

氏名	
主な経歴	
現在の職業	
専門分野	
活動している テーマ	
主な講演内容	

※記載事項については、学習会等を開催しようとする団体等が講師の選定を行う際の、参考に資するための名簿に掲載され、インターネットまたは文書により公表されます。

第2号様式

船橋市地球温暖化防止活動推進員登録書

年 月 日

(船橋市地球温暖化防止活動推進員) 様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった船橋市地球温暖化防止活動推進員の登録について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 登録名 船橋市地球温暖化防止活動推進員
2. 登録期間 本通知日から 年3月末日まで
3. 専門分野

船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣申請書

申請日（和暦） 年 月 日

船橋市長 あて

団 体 名 _____

（代表者）住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

船橋市地球温暖化防止活動推進員の派遣を受けたいので、船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

学習会等の 名 称	_____		
	(複数回数を開催する場合は、その回数⇒【 _____ 】回開催)		
参加対象者	_____		
派遣希望の 概 要	日 時	場 所	参加予定 人数
第1希望 (1回目)	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	(所在地: _____)	人
第2希望 (2回目)	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	(所在地: _____)	人
第3希望 (3回目)	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	(所在地: _____)	人
担 当 者	(氏 名) _____		
	(電 話) _____ (FAX) _____		
希 望 す る 内 容	_____		
備 考	_____		

※派遣時間については、原則1時間以上2時間以内とします。

※学習会等の内容がわかるチラシ等があれば、添付してください。

第4号様式

船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣等通知書

船環政第 号
年 月 日

(主催団体の名称) 様

船橋市長



年 月 日付で申請のありました船橋市地球温暖化防止活動推進員の派遣について、下記のとおり決定しましたので、船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業実施要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

船橋市地球温暖化防止活動推進員を派遣する（しない）ことを決定します。

(派遣する場合)

船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣者

氏名

連絡先

(派遣しない場合)

派遣しない場合の理由

船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣決定書

船環政第 号
年 月 日

(船橋市地球温暖化防止活動推進員) 様

船橋市長



学習会等への派遣を決定しましたので、船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業実施要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

学習会等の名称	
主催者	住所 〒 名称 代表者氏名 担当者氏名 電話 FAX
派遣の日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
派遣場所	(所在地:)
受講予定者数	人
希望する講義等の内容	

※なお、謝金の支払いについては、学習会等の実施後に学習会等の主催者より「推進員派遣実施結果報告書(第6号様式)」、派遣推進員より「推進員派遣事業完了報告書(第7号様式)」を市が受理した後に、指定の口座に振り込みます。

船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業実施結果報告書

(和暦) 年 月 日

船橋市長 あて

団 体 名 _____
(代表者) 氏 名 _____
(担当者) 氏 名 _____
電話番号 _____

派遣決定のあった学習会等について、講義等の実施を完了しましたので船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

学習会等の名 称	
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで
推 進 員 氏 名	
実 施 場 所	
受 講 者 数	人
学習会等で得られたと思う成果	

※この報告書は、学習会の開催終了後、7日以内に提出してください。

※複数回の講師の派遣を受けた学習会等の場合は、講師の派遣を受けた講義等ごとに提出してください。

(送付先) 船橋市 環境部 環境政策課 温暖化対策係
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
TEL : 047-436-2465 FAX : 047-436-2487

第7号様式

船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業完了報告書

(和暦) 年 月 日

船橋市長 あて

推進員 住 所 〒

氏 名 _____

電話番号 _____

派遣要請のあった学習会等について、講義等の実施を完了しましたので船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業実施要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

学習会等の名 称	
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで
開 催 団 体 名	
実 施 場 所	
実 施 内 容	(具体的に記載してください)

※この報告書は、学習会の開催終了後、7日以内に提出してください。

※複数回の講師の派遣を受けた学習会等の場合は、講師の派遣を受けた講義等ごとに提出してください。

(送付先) 船橋市 環境部 環境政策課 温暖化対策係
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
TEL : 047-436-2465 FAX : 047-436-2487